

評議員・理事・監事・顧問報酬規程

第1条（規程と目的）

- 1 この規程は評議員および理事（理事長・常務理事を含む。以下同様）、監事、顧問が、法人の定款等に定める業務に従事した場合に支給する報酬について定める。
- 2 常勤職員を兼任する理事が、別に定める給与規程による給与支給を受けている場合は、この規程を適用しない。

第2条（評議員の報酬）

- 1 評議員会に出席した評議員には、1回につき5,000円（源泉税控除後）を、評議員会終了後に現金で支払う。

第3条（監事の報酬）

- 1 評議員会あるいは理事会に出席した監事には、1回につき5,000円（源泉税控除後）を、評議員会あるいは理事会終了後に現金で支払う。
- 2 定款等に定める業務に従事した監事には、一日につき5,000円（源泉税控除後）を、業務終了後に現金で支払う。

第4条（給与支給を受けていない理事・顧問の報酬）

- 1 評議員会あるいは理事会に出席した理事・顧問には、5,000円（源泉税額控除後）を、評議員会あるいは理事会終了後現金で支払う。
- 2 評議員会および理事会以外の定款等に定める業務に従事した理事・顧問には、1時間につき1,000円を支給する。

また、賞与については、年2回（6月と12月）以下の表に基づき支給する。支給については、銀行口座に振り込みとする。

週1日勤務	月額報酬の5分の1
週2日勤務	月額報酬の5分の2
週3日勤務	月額報酬の5分の3
週4日勤務	月額報酬の5分の4
週5日勤務	月額報酬の5分の5

第5条

- 1 この規程は、2017年6月17日より施行する
- 2 この規程は、2019年6月22日より一部改正し施行する
- 3 この規程は、2023年3月17日より一部改正し施行する